北海道函館聾学校いじめ防止基本方針

北海道函館聾学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの幼児児童生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の幼児児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、次のとおりとする。

〇学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
〇幼児児童生徒、教職員の人権感覚を高めます。
〇子どもと子ども、子どもと教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
〇いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
〇いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1　いじめの理解

（1）いじめとは

いじめとは、本校に在籍している幼児児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

学校では「いじめ」を訴えてきた幼児児童生徒の立場に立ち、このいじめの定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、幼児児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

（2）いじめの形態や内容

いじめの内容として、具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
○　仲間はずれ、集団による無視をされる。
○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○　金品をたかられる。
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

○ いじめは、幼児児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの幼児児童生徒にも生じ得る。
○ いじめは、単に幼児児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと関連し、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあるため、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
○ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
○ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、幼児児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての幼児児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
○ いじめは、幼児児童生徒の人権にかかわる重大な問題であり、大人も幼児児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない。」、「いじめは卑怯な方法である。」との意識をもち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから幼児児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、幼児児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ幼児児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（４）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害幼児児童生徒と加害幼児児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害幼児児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害幼児児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害幼児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害幼児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害幼児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害幼児児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害幼児児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害幼児児童生徒及び加害幼児児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

２　いじめを未然に防止するために

（１）幼児児童生徒に対して

・幼児児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
・分かる授業を行い、幼児児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
・思いやりの心や幼児児童生徒がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
・「いじめは決して許されないこと」という認識を、幼児児童生徒がもつよう、様々な活動の中で指導する。
・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
・幼児児童生徒がGoogleformを活用して、気軽に教育相談を行える環境設定を行う。

（２）教員に対して

・幼児児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、幼児児童生徒との信頼関係を深める。
・幼児児童生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
・幼児児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。（教育課程への位置付け）
・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して幼児児童生徒に示す。
・幼児児童生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。（校内研修体制）
・幼児児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。（校内研修体制）
・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
・問題を一人で抱え込まないで、管理職へ報告することや同僚の協力を求めることの意識をもつ。（校内研修体制）

（3）学校全体として
・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。（生徒指導体制）
・いじめに関するアンケート調査を年間２回実施し、その結果から幼児児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。（教育相談体制）
・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の共通理解と実践力を深める。（校内研修体制）
・校長等が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いたときには学級担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを幼児児童生徒に伝える。
・「いじめ問題」に関する児童生徒会としての取組を行う。（生徒指導体制）
・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。（教育相談体制）
（4）保護者・地域に対して
・幼児児童生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりや学校見学会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3　いじめの早期発見・早期対応について
（1）早期発見に向けて・・・「変化に気付く」
・幼児児童生徒の様子を学級担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
・様子に変化が感じられる幼児児童生徒には、教員は積極的に言葉掛けを行い、幼児児童生徒に安心感をもたせる。
・アンケート調査等を活用し、幼児児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、幼児児童生徒との信頼関係を深める。
（2）相談ができる・・・「誰にでも」
・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを幼児児童生徒に伝えていく。
・いじめられている幼児児童生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、幼児児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、幼児児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
・いじめられている幼児児童生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
（3）早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」
・教員が気付いた、あるいは、幼児児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題をとらえる。
・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
・いじめている幼児児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
・いじめてしまう気持ちを聞き、その幼児児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

4　校内体制について
・各種委員会に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生活安全部長、幼稚部主任、小中学部主事、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や専門機関代表者、（当該学年の学級担任等）とする。
・「いじめ防止対策委員会」の役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、幼児児童生徒や保護者へのいじめ防止の啓発、教職員の研修等に関することを行う。また、「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」を保護者並びに障がいの実態に応じて幼児児童生徒へ配付するとともに、学校ホームページにて地域の方々へ伝えていく。
・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任等を加え、事実関係の把握、関係幼児児童生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、幼児児童生徒の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有する。
・学校評価においては、年度ごとの取組について、幼児児童生徒や保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
・「いじめ防止対策委員会」は、４月（年間の計画）、10月（アンケート結果の報告といじめ防止基本方針の点検）、２月（年間の反省）及び校長が必要だと判断したときに開催する。また、２月の反省では、「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うとともに、年間を通して必要に応じて委員会を開催し点検・見直しを行っていく。
・「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」を見直す際は、保護者並びに障がいの実態に応じて幼児児童生徒へアンケートを実施するとともに、地域の方々からは学校運営協議会において意見をいただく。
・教職員の研修に関しては、いじめを許さない、見逃さない不断の努力とともに１年に１回自校のいじめ防止基本方針の理解に関する校内研修を実施し、タイムリーな情報共有に努める。
・生徒指導体制に関しては、幼児児童生徒が自ら考え、自ら判断し、自ら行動できる子どもを育むため、児童生徒会としての取組を行う。
・教育相談体制に関しては、アンケートや日常の様子を基にした、個別懇談を実施したり、幼児児童生徒がGoogleformで教育相談を行ったりできる環境整備を行っていく。
・いじめ防止の指導内容プログラムと教育課程との関連では、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や、学級指導の充実を図り、各発達段階で計画的に育成する。

5　教育委員会をはじめ関係機関との連携について

・いじめの事実を確認した場合の北海道教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、速やかに渡島教育局に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。

・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや学校運営協議会等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを行い、積極的に情報発信に努める。また、警察と連携し、職員研修や情報共有を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、道のスクールロイヤー制度なども活用したりするなどしていく。

6　重大事態について

（1）重大事態とは

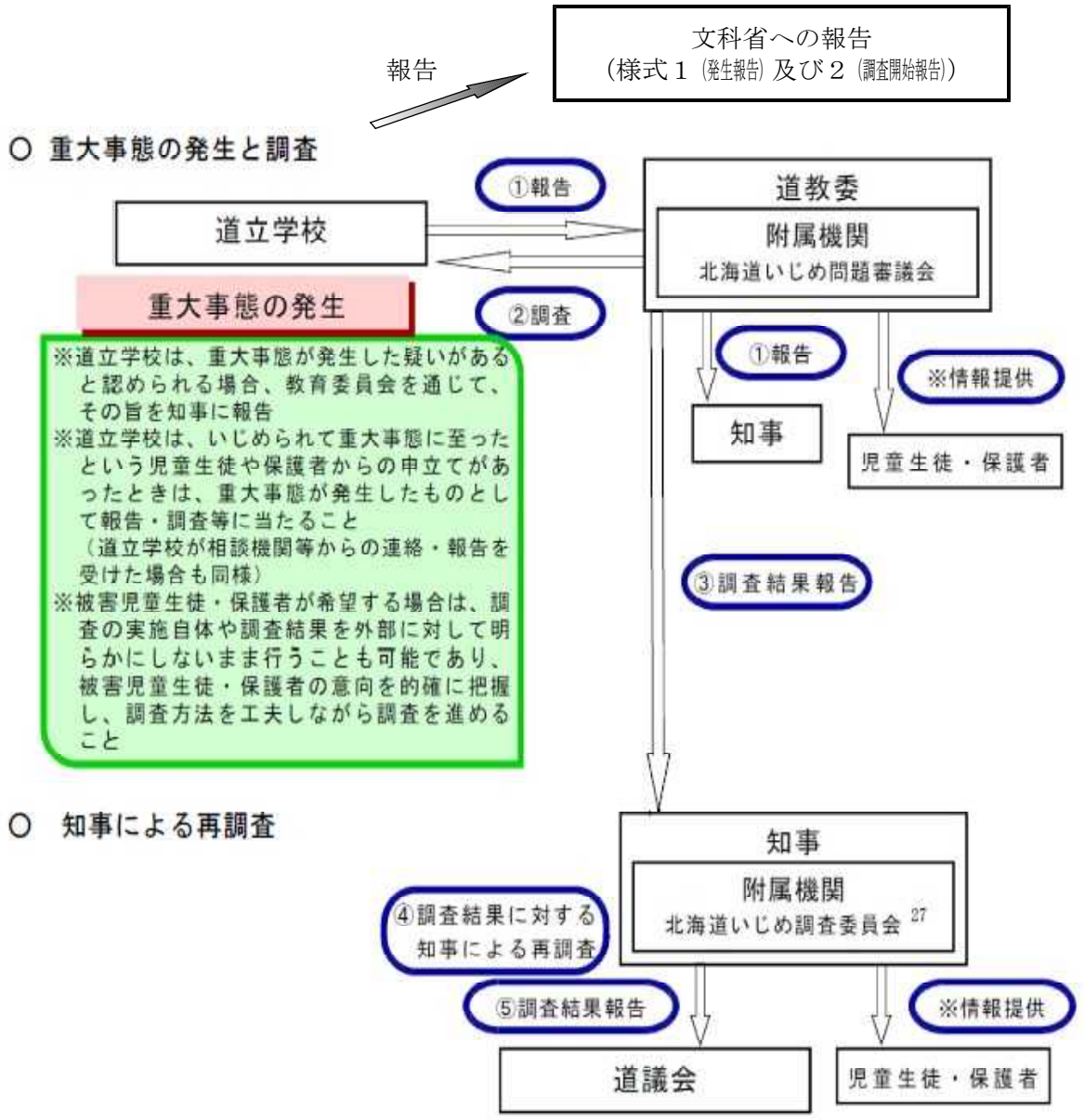
・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（幼児児童生徒が自殺を企図した場合等）

・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

・「幼児児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

（2）Ｒ５．３道のいじめ方針における道立学校の重大事態対応

※いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態調査の第三者性の確保や運用等。



※「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し【チェックリスト】添付

※いじめの早期発見・事案対処マニュアル添付

※北海道函館聾学校　いじめ事案発生対応チャート図添付

※函館聾学校いじめ防止プログラム（年間予定及びサイン例）添付

令和５年（2023年）10月１日改訂

「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し【チェックリスト】

○　**「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、次の内容が自校の「学校いじめ防止基本方針」に示されているか確認し、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用し、必要に応じて見直しましょう。**

1　いじめの理解について

- □　「いじめ防止対策推進法」による、いじめの「定義」が示されている。
- □　「北海道いじめ防止基本方針」に記載されている、いじめの「内容」「要因」「解消」についても示されている。

2　「学校いじめ対策組織」について

- □　「学校いじめ対策組織」の構成メンバーが、具体的に示されている。
- □　「学校いじめ対策組織」の構成メンバーは、自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者※で構成されている。

  ※可能な限り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察、民生委員等の外部専門家の参加を得る。
- □　「学校いじめ対策組織」の役割が、具体的に示されている。
- □　「学校いじめ対策組織」のよるいじめの対応の流れが、チャート図等で示されている。

3　学校の取組について

- □　「いじめの防止」に関する取組が、具体的に示されている。
- □　いじめの「早期発見・対処の在り方」に関する取組が、具体的に示されている。
- □　自校の「教育相談体制」「生徒指導体制」について、具体的に示されている。
- □　教職員の事案対処等に関する「校内研修」について、具体的に示されている。
- □　「学校いじめ防止基本方針」の「点検・見直し」の方法について、具体的に示されている。

4　いじめの重大事態について

- □　「いじめの重大事態」の定義と、重大事態の疑いが生じた際、道教委に速やかに報告することが示されている。

5　「学校いじめ防止基本方針」の周知や点検について

- □　「学校いじめ防止基本方針」の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に確認できるよう工夫している。（学校HPへの掲載、入学式やPTA総会等での配付・説明等）
- □　「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しについて、児童生徒や保護者、地域住民の意見も取り入れるためのアンケートや協議の場の設定を行っている。

いじめの早期発見・事案対処マニュアル

1　いじめの定義と事例

(1) いじめの定義

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

いじめの定義の４要素

① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの事例

（ 定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。
そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。
その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この事例のA君の行為は、**定義に照らしていじめに該当する**ものです。

いじめの認知について（文部科学省）より
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

※いじめの認知に関する文部科学省の考え方
いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

2　いじめの早期発見

⑴ チェックリストの活用

いじめ対応に係るチェックリスト

場　面	チェック項目
日常の行動や様子等	□ 遅刻・欠席・早退が増えた。 □ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 □ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 □ 教職員の近くにいたがる。 □ 登校時に、体の不調を訴える。 □ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 □ 交友関係が変わった。 □ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 □ 表情が暗く（さえず）、元気がない。 □ 視線をそらし、合わそうとしない。 □ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 □ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 □ 体に擦り傷やあざができていることがある。 □ けがをしている理由を曖昧にする。
授業や給食の様子等	□ 教室にいつも遅れて入ってくる。 □ 学習意欲が減退したり、 忘れ物が増えたりしている。 □ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。 □ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 □ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 □ 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
放課後の様子	□ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 □ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 □ 一人で下校することが多い。 □ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 □ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。 □ 部活動の話題を避ける。

⑵ アンケート調査

⑶ 教育相談

⑷ 児童生徒や保護者からの連絡等

3　いじめへの対応

⑴ 発見した教職員は、学部主事、教頭に速やかに報告する。

■現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録する。

⑵ いじめ防止対策委員会を開催する。

① 報告・共通理解

② 調査方針・分担の決定

・調査班（必要な情報を収集し、事実関係把握）

・対応班（心のケアや安全確保など指導と支援）

③ 対応の推進

ア 対処プランを策定する。

イ 被害児童生徒のケア

教育相談の実施（担任、養護教諭）

※被害児童生徒の立場を第一に考え対応し、いじめが繰り返されたり、仕返しが起きたりしないよう絶対に守ることを約束するなど安心させることが重要です。

ウ　被害児童生徒の保護者対応

支援計画の説明、加害児童生徒の状況報告（学部主事、担任）

エ　加害児童生徒の指導・支援

いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導（生徒指導担当教諭）

※加害児童生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的な配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で行います。

オ　加害児童生徒の保護者対応

指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告（学年主任、担任）

いじめられた児童への対応	いじめた児童への対応
①　必ず守るという学校の姿勢を理解させます。 ②　担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導します。 ③　児童の話を共感的に聴きます。 ④　専門家、外部機関との連携も図っていきます。	①　いじめられた児童への心理的，肉体的苦痛を十分に理解するまで説き，いじめは許されないことを分からせるよう指導します。 ②　何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解させます。 ③　いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など、広く児童理解を進めて、丁寧に対応します。 ④　場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。
いじめられた児童の保護者への対応	**いじめた児童の保護者への対応**
①　話し合いの機会を早急にもちます。 ②　学校が把握している事実を伝えるとともに、家庭での様子も聴き、今後の指導について話し合います。 ③　心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。 ④　学校での面談、家庭訪問を継続的に行い、保護者との連携を図っていきます。	①　事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。 ②　いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然とした態度で伝えます。 ③　場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。
両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるように、全職員が指導に当たります。	

周囲ではやし立てている児童への対応	見て見ぬふりをしている児童への対応
①　はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。 ②　はやし立てる行為を正当化する言動（「見ていただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめていない」）は許さず、毅然とした態度で指導します。 ③　専門家、外部機関との連携も行っていきます。	①　見て見ぬふりをするのは、いじめに荷担することにもつながることを理解させるように指導します。 ②　今後は、望ましい人間関係をつくっていけるように、お互いの個性を尊重し、正しいことを正しく言える勇気をもつよう、繰り返し指導します。

校　　長	教　　頭	教務部長	学部主事	生活安全部長・部員	生徒指導主事	学　　担

いじめ及び疑い事案報告書（案）

発生日	令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分頃	報告日	令和　　年　　月　　日（　　）
場　所		報告者	
関係児童生徒	**※誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか**		
内　容	**※どのような行為を受けたか**		
要因・背　景	**※動機やきっかけは何か**		
状　況	**※現在も行為は継続しているか**		

北海道函館聾学校　いじめ事案発生対応チャート図

【いじめの把握】　○ いじめアンケート調査による把握 ○ いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
○ 周囲の友だちからの情報 ○ 教職員の観察による発見　○ 関係機関，地域住民等からの通報 ○ その他

【初期対応】
○発見者（把握者）
↓＜情報提供＞
○関係学部主事・主任、担任等
↓＜事実確認＞
○関係幼児児童生徒への事実確認
及び指導
↓＜情報報告＞
○生活安全部長、管理職

【いじめの報告】
○関係学部主事・主任、担任等
↓＜報告＞
○生活安全部長
↓＜報告＞　↑＜指示＞
○教頭
↓＜報告＞　↑＜指示＞
○校長
↓＜招集＞
○いじめ防止対策委員会

【いじめ防止対策委員会の招集】
○ 事実関係の解明
○ 指導方針の確認
○ 個別指導の検討
○ 役割分担の協議
○ 対応チームの編成
○ 関係機関との連携
○ 全教職員による共通理解の形成

【いじめの解消に向けた取組】　○ いじめを受けた本人への対応 ○ いじめを行った幼児児童生徒への対応 ○ 周囲の友だちへの対応 ○ 保護者への対応 ○ 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請） ○ 関係機関への相談（児童相談所，スクールソーシャルワーカー，各種相談室等） ○ 渡島教育局、北海道教育委員会との連携

いじめを受けた幼児児童生徒	いじめを行った幼児児童生徒	周りにいる幼児児童生徒
・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。	・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。	・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気付かせる。 ・みんなの力でいじめをなくし、より良い生活を作るための大切さを自覚させる。

校内での取組

保護者対応

・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについての説明をする。	・事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 ・いじめられている幼児児童生徒及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。	・事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 ・いじめられている幼児児童生徒及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。

再発防止に向けた取組【いじめ防止対策委員会にて検討】

○原因の詳細な分析
・事実の整理、指導方針の再確認
・外部関係者による指導、助言

○学校体制の改善・充実
・生徒指導体制の点検、改善
・教育相談体制の強化　・校内研修の充実

○教育内容及び方法の改善・充実
・学年、学級経営の見直し
・豊かな心を育てる指導の充実
・授業改善

○家庭、地域との連携強化
・積極的な情報提供　・開かれた学校評価の推進　・保護者懇談会等の実施　・PTA活動の活性化　・学校運営協議会との連携

函館聾学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応			
	学校行事	児童生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ防止対策委員会	保護者・地域との連携	PDCA
4	全体会①			学校基本方針と目標の共有、自校の取組確認。		「いじめ防止対策委員会」は、4月（年間の計画）、10月（アンケート結果の報告といじめ防止基本方針の点検）、2月（年間の反省）及び校長が必要だと判断したときに開催する。また、2月の反省では、「北海道函館聾学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うとともに、年間を通して必要に応じて委員会を開催し点検・見直しを行っていく。 【活動の流れ】 学部会において、いじめの状況について情報共有 ↓ 学校いじめ防止対策委員会でいじめの状況を報告し、組織的対応について協議 ↓ 職員会議で全校のいじめの状況について報告し、情報を共有 ※緊急の事案については随時学校いじめ防止対策委員会を開催 ※アンケートの分析、取組の改善原案作成	PTA総会 【基本方針の説明】	計画・目標の作成
5	いじめ防止講話	いじめ防止についての取組決定	①いじめについて（定義理解・自校のいじめ防止方針）	自己目標シートに個別目標を設定			学校だより及びHPでいじめ防止活動の報告	
6	児童生徒総会 第１回学校運営協議会	いじめ防止の標語・ポスター作成		いじめ防止に関する研修【職員会議】アンケート実施に向けて	第１回アンケート実施・教育相談			
7	情報モラル講話		②加害者は周囲からどう見られているか。	人権教育研修 アンケートの分析と取り組み改善に向けた協議			※必要に応じて教育相談（三者面談又は二者面談　等）	職員に対するアンケート実施
8								中間評価と取組の改善
9								
10	第２回学校運営協議会	学習発表会に向けた絆づくり	③傍観者にならないために		第２回アンケート実施・教育相談			
11	学習発表会			アンケートの分析				
12				いじめに関する研修				
1		児童生徒同士の相談活動		アンケートの分析と取り組み改善に向けた協議				中間評価と取組の改善
2	第３回学校運営協議会							年間評価
3	卒業生を送る会 卒業式・修了式			今年度の反省と次年度の取組事項の協議			学校だより及びHPでいじめ防止活動の報告	次年度計画作成
備考	年間を通して各学級で個人面談を実施							

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン＜例＞

１ いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

●登下校時
・遅刻･欠席が増える。（３日目までにチェック）
・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
・教師と視線を合わせず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
・一緒に登下校する友人が違ってくる。

●SHR
・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
・欠席･遅刻･早退の理由を明確に言わない。

●授業中
・保健室、トイレに頻繁に行くようになる。
・学習用具の忘れ物が目立つ。
・決められた座席と違う場所に座っている。
・周囲の生徒が机、椅子を離して座ろうとする。
・教科書、ノート等に落書きや汚れがある。
・他の生徒から発言を強要されたり突然個人名が出たりする。
・グループピングをする際に、よく取り残される。

●休み時間･昼食･清掃
・弁当を一人で食べる事が多い。
・一人でいる事が多く、集団での行動を避けるようになる。
・遊びと称して、友達とふざけあっている表情がさえない。
・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

●SHR･放課後･部活動
・用事が無いのに、教師の近くや職員室の周りにいる。
・靴や傘など、持ち物が紛失する。
・配布したプリント等が特定の児童生徒に渡らない。
・慌てて下校する。またはいつまでも学校に残っている。
・一人で準備や後片付けをしている。
・部活動を休む事が多くなり､はっきりした理由が無いのに部活動を辞めたいと言い出す。

２ いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

教室や家庭でのいじめのサイン＜例＞

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。